

保国発 1031 第 2 号
平成 30 年 10 月 31 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）

平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定
に用いる係数について（通知）（その 3）

各都道府県において、平成 31 年度の国民健康保険特別会計予算を推計し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 7 に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び同法第 82 条の 3 に規定する標準保険料率の算定を行うに当たり、「平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について（平成 30 年 10 月 22 日付保国発 1022 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」を发出したところである。今回、国が示すべき係数（共通係数）において、以下の係数について追加で情報が提供されたため、別添のとおりお示しする。

なお、これを以て確定係数までに追加される係数はない。

- ・ 病床転換助成関係事務算定基礎額

各都道府県においては、納付金及び標準保険料率の算定に万全を期していただくようお願いする。

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課 島添、山谷、菅原
電 話：03（3595）2565（直通）
メール：kokuho@mhlw.go.jp